



許可番号03723035347

産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県高松市勅使町 299 番地 2
氏名 南部開発 株式会社
代表取締役 杉田 数博
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 6 項
第 1 4 条 の 2 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 令和 3 年 3 月 4 日
許可の有効年月日 令和 8 年 1 月 2 1 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理 (破碎処分、脱水処分、圧縮処分及び選別圧縮処分に限る。) 業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破碎処分: ①木くず②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず③がれき類 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

脱水処分: 汚泥 (無機性のものに限る。) 以上

ただし、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

圧縮処分: 廃プラスチック類 (PET ボトルに限る。) 以上

ただし、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

選別圧縮処分: ①金属くず (金属缶に限る。) ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (ガラス瓶に限る。) 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

上記の中間処理施設又はそれらの設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・—無—

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 種類及び数量：木くず又はがれき類の破碎施設 1基
設置場所：香川県東かがわ市白鳥字北池 1618 番 3、1620 番 1 以上 2 筆
許可年月日及び許可番号：平成 23 年 3 月 2 日(設置許可) 第 21-2-056 号
設置年月日：平成 23 年 3 月 3 日
処理能力：1,120t/日(8h)
処理する産業廃棄物の種類：①木くず 以上
- (2) 種類及び数量：木くず又はがれき類の破碎施設 1基
設置場所：さぬき市前山字二股 275 番、276 番 3 以上
許可年月日及び許可番号：令和 2 年 6 月 25 日(設置許可) 第 21-3-084 号
設置年月日：令和 2 年 6 月 26 日
処理能力：600t/日(12h)
処理する産業廃棄物の種類：①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず②がれき類 以上
- (3) 種類及び数量：汚泥の脱水施設 1基
設置場所：香川県東かがわ市白鳥字北池 1618 番 2 以上
許可年月日及び許可番号：平成 19 年 12 月 7 日(設置許可) 第 01-3-053 号
設置年月日：平成 20 年 1 月 22 日
処理能力：103.8m³/日(24h)
処理する産業廃棄物の種類：①汚泥(無機性のものに限る。) 以上
- (4) 種類及び数量：汚泥の脱水施設(休止中)
設置場所：香川県内一円(高松市を除く。) 以上
許可年月日及び許可番号：平成 11 年 3 月 31 日(設置許可) 第 01-3-033 号
処理能力：100m³/日(20m³×5h)
処理する産業廃棄物の種類：①汚泥(無機性のものに限る。) 以上
- (5) 種類及び数量：PET ボトルの圧縮施設 1基
設置場所：香川県東かがわ市白鳥字北池 1618 番 2 以上
設置年月日：平成 25 年 3 月 21 日
処理能力：1.6t/日(8h)
処理する産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類(PET ボトルに限る。) 以上
- (6) 種類及び数量：金属缶及びガラス瓶の選別圧縮施設 1基
設置場所：香川県東かがわ市白鳥字北池 1618 番 2 以上
設置年月日：平成 25 年 3 月 21 日
処理能力：4.8t/日(8h)
処理する産業廃棄物の種類：①金属くず(金属缶に限る。)②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラス瓶に限る。) 以上

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 11 年 1 月 22 日(当初許可)
平成 11 年 3 月 21 日(変更許可)
平成 15 年 12 月 2 日(変更許可)
平成 16 年 1 月 22 日(更新許可)
平成 20 年 2 月 14 日(変更許可)
平成 21 年 2 月 13 日(更新許可)
平成 25 年 3 月 21 日(変更許可)
平成 25 年 12 月 5 日(変更許可)
平成 28 年 3 月 28 日(更新許可)
令和 2 年 7 月 8 日(変更許可)
令和 3 年 3 月 4 日(更新許可)

以下 余 白